

第 66 回長崎県個人情報保護審査会会議録

1 . 日時

平成 27 年 4 月 9 日 (水) 午前 10 時から午後 0 時 5 分まで

2 . 場所

長崎タクシー会館 4 階会議室

3 . 出席委員

堀江会長、阿部委員、小林委員、長尾委員、中村委員 (50 音順)

4 . 事務局出席者

県民センター 田中センター長、渡辺課長補佐、高石主任主事

5 . 実施機関出席者

税務課 原課長補佐、永石主任主事

障害福祉課 日野出参事、林田総括課長補佐

6 . 議題

(1) 諮問(制)第 21 号事案の審議

「地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書」の第三者点検

(2) 諮問(不)第 13 号事案の審議

「精神障害者等の保護に関する通知書等」及び「第 38 条の 4 の規定による退院等の請求に関する意見書(病院管理者用)等」の部分開示決定に対する異議申立て

7 . 会議結果

(1) 答申案の審議を行い、本日出された各委員の意見を踏まえて事務局で再度答申案を作成し、各委員の意見を募り、最終的に会長一任で決定することとなった。

(2) 事務局から論点を説明後、実施機関が事案の説明を行い、質疑応答を行った。後の審査会において、事案の審議を行うこととなった。

8. 議題1 議事内容【諮問(制)第21号】

(堀江会長)

それでは、第66回長崎県個人情報保護審査会を開催します。

本日の議題は2件です。議題1は「特定個人情報保護評価書の第三者点検」、それから議題2は「諮問(不)第13号」の審議です。

はじめに、議題1「特定個人情報保護評価書の第三者点検」の審議を行い、時間が余りましたら議題2の審議を行います。

なお、議題1の審議は公開で行いますが、議題2の審議については非公開で行います。

それでは、議題1の審議に入ります。今回は、評価書に係る審議を終了し、答申の審議方法について審議しました。

本日、事務局が答申案を用意していますので、事務局から説明をお願いします。

【事務局説明】

(堀江会長)

ありがとうございました。それでは、答申の審議を行います。事務局案について、ご意見、ご質問等をお願いします。

(堀江会長)

案2で(1)から(6)まであります。これは具体的に言うと、質疑応答の中から出したものということですね。質疑応答の資料は出すのですか。

(事務局)

質疑応答の資料は、あくまで審査会における資料です。答申書に添付したりするものではありません。

(堀江会長)

この(1)から(6)は、抽象的に短くなっていますが、実施機関は実際に質疑応答をしているから具体的なところは分かるということで、具体的な説明はしていないということですか。

(事務局)

そのとおりです。議事録に関しては、実施機関にも提供しており、議事の内容を踏まえてということになります。そうしないと、文章の中にかなり細かく入れる必要があり、表現上の問題などが出てきます。事務局で検討する段階で、この(1)から(6)にはもっと書いていたのですが、できるだけ簡潔に書いて、実施機関の判断に任せた方がよいのではないかという結論になりました。

(事務局)

申し訳ございません。説明漏れがありました。答申案の次のページですが、大分県の答申を参考として付けています。大分県については、非常にシンプルに、3行目からですが、「実施手続等に適合しており、その内容は同指針に定める特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当である。」となっています。「適合しており、妥当である。」と強めの口調で答申を書いています。

(中村委員)

質問ですが、「見直しをされたい」、「措置を講じられたい」という答申を出したとして、実施機関として、必ずしも拘束されるものではないという理解でよいでしょうか。

(事務局)

特定個人情報保護評価に関する規則においては、「第三者機関の意見を聴いて、必要な見直しを行い、」と表現されています。

また、個人情報保護条例においては、諮問と答申の関係について、条例の解釈・運用基準において、「審査会の答申を尊重すべき」とされています。よって、「そこは尊重してください。」というように、審査会として言うことはできると思います。

なお、評価書の最後のページあたりに、第三者点検で出た意見とその反映を記載する欄があります。

答申案においては、そこを踏まえて、「必要に応じて」とか「適宜」という文言を随所に入れていきます。

(堀江会長)

主文1の「不正確な表現等が一部に見られる」という部分ですが、この「不正確な表現等」がどこに該当するということも、実施機関としては分かっているということではないのですか。知事には分からないですね。

(事務局)

審議の中で審査会から指摘を受けた部分ということです。ここを一つ一つ括弧に入れることも考えたのですが、他の項目との色が違いますので、こういう事項を入れてしまうのもどうなのかなということで、主文1に包括的に入れました。

(小林委員)

「不正確」という表現は強すぎなのかなと思います。「不正確」となると、間違っているということになってしまい、別に間違っているわけではないので、逆に誤解を招いてしまう気がします。もう少しあいまいな表現がよいです。

(堀江会長)

「よりの確な表現」などはどうでしょうか。

(長尾委員)

主文1と主文2を分ける必要はあるのでしょうか。不適切な表現の部分を書くために、主文を分ける必要があるのか。大分県の答申では、細かいところまで踏み込んでいません。1と2を分ける必要があるのか疑問です。

(事務局)

主文1で事務局として一番言いたいことは、「概ね妥当、問題ない」という、評価書の全体的な評価の部分です。知事から諮問を受けて、それに対する答えを答申として出すわけですから、まず、総括的、全体的な主文を入れる。主文1の目的はそういうことです。先ほども説明しましたが、「適切な表現でない」という部分を括弧の中に入れることを検討したのですが、座りが悪いといいますが、この中に入れるのもどうなのかなということで、主文1に入れた経緯があります。

(阿部委員)

主文1で、先ほどから出ていますが、「不正確」という表現は、「間違っている」ということで、「なぜこういうことを評価書に盛り込むのか」ということになりますので、ここは削ってはどうか。今はまだ発足していませんので、これから状況がどうなるかは分からないと思います。「状況に応じて」のような表現を用いて、だからこそ「適宜に見直し」というように、これから発足した後に何か問題が起こったときに、その表現を変えていく。そういう意味合いを煮詰めた表現がよいと思います。

(事務局)

今、阿部委員からご意見を頂きましたが、「不正確」という表現は強い言葉だと思います。「今後よりよく」という観点は、主文2で書いていますので、ご意見のとおり、主文1からは見直しの部分を削って、主文2の見直しのほうにまとめるということではどうでしょうか。

(小林委員)

私も今の意見に賛成です。「不正確な表現を見直す」ということは言わなくてもよいと思います。「概ね妥当」か「特段問題ない」か、いずれかだと思いますが、その後はあくまで未来志向で、こういう所はきちんと対応する必要があるということを書く方がよいと思います。

(堀江会長)

主文1と主文2を分けるのではなく、「概ね妥当なものと認められる。」「特段の問題は認められない」で切って、「但し、よりの確にするために、以下適宜見直しを」という感じでさらっと書くほうがいいかもしれません。主文1と2を分けるよりも。そちらの方向にしましょうか。

あとは、「妥当と認められる、適当と認められる」の案1にするか、「特段の問題は認められない」の案2にするかのどちらかです。それ以外でもよい案があれば出してください。表現の問題かもしれませんが、大分県は「適合している、妥当である」という表現を使って、注釈は何も付けていません。案1なら前向きに認めて、案2だと否定はしないという表現になります。

(小林委員)

「概ね」という言葉が少し気になります。「何か問題がある部分があるのか」と言われたときに答える必要があります。そこは大丈夫なのでしょう。

（事務局）

後ろの部分の「不正確な表現」の部分がありますので、概ねという言葉を加えています。先ほどの議論では、この部分を削除するということであれば、「概ね」という言葉は取るという考え方もあると思います。主文2は、未来志向のご提案という形になると思いますので。

（中村委員）

私は、今の話には反対です。未来志向というのは確かにわかりませんが、現時点で足りないのではないかと面もありますので、「概ね」というのは入れるべきと思います。

（長尾委員）

私も中村委員の意見のように、「概ね」を「以下の項目」に連動させたほうがよいと思います。

（堀江会長）

以下の分はどうでしょうか。事務局案では、「また」となっています。「但し」がいいでしょうか。

（長尾委員）

「なお」でしょうか。

（小林委員）

分けずにつなげればよいのではないのでしょうか。主文1と2を分ける必要はないと思います。主文1を「概ね妥当と認められるが、」として主文2をつなげる。現状はまあまあ良いけれども、今後の運用を考えたときにこういうことを考えてほしいということです。そうすると、主文2は、案1のほうがよいかもしれません。

（堀江会長）

(1) から (6) までに加えて、「不正確な表現」とした部分を入れるのですね。「不正確な表現」とするかどうかは別として。

(事務局)

「よりの確な表現を用いる」とか、(7) として加えることにして、文案を考えたいと思います。

(長尾委員)

主文 2 の案 2 の文章について、「充実に寄与すると考えられる事項を以下に示すので」、少しこれもきついと思います。「充実に寄与すると考えられる以下の事項について、配慮」とか。もう少し柔らかくできないでしょうか。

(堀江会長)

最後のところは、「講じられたい、講じることを望む、見直しをされたい」の 3 つがあります。

評価書の内容を、表現を変えるかどうかというのは、実施機関が考える。それを変える、変えないに関わらず、運用としては、括弧の部分に配慮してください、という趣旨なのですよね。そうすると、「配慮されるのが望ましい」とか、「講じることが望ましい」とかそういうことになりますね。

(堀江会長)

この答申は、今日確定するのですか。

(事務局)

今日、ある程度固めていただいて、事務局としては、最終的なところは会長一任でお願いしたいと思っています。

税務課としては、今後のスケジュールについて、近いうちに答申が固まって、答申を受け、4 月中に評価書を見直し、システム改修に入るという想定でいます。

固め方としては、すべてを会長一任ではなく、今日のご意見を踏まえて事務局で案を作成し、委員の皆様へ送付して、ご意見をいただき、事務局で調整して、最後に会長にご確認いただく方法もあります。

(小林委員)

あまり手間がかからない方法がいいです。一任でいいのではないのでしょうか。

(長尾委員)

私は一任でいいです。

(事務局)

案1で、「妥当」と書くのか、「問題ない」と書くのか。また、(1)から(6)は、事務局が網羅的にあげたものですので、このままでいいのか。委員の皆様のお考えがあるかと思しますので、この辺についてご議論をいただけないでしょうか。

(堀江会長)

では、主文1の部分、「妥当なものと認められる」とするか、「特段の問題は認められない」とするか。他に案があるか。まずは、そこに絞って審議します。

(事務局)

最初に第三者点検の説明をした際に、点検の観点の柱として妥当性と適合性があることを説明しました。大分県はこれに沿って、妥当性と適合性は両方とも大丈夫という答申を出しています。他の市でも「妥当」という表現を使っている団体が多いのは事実としてあります。

(堀江会長)

そうであれば、「妥当」くらいの言葉を使ってもいいのかなと思います。

それでよろしいですか。それでは、「概ね妥当」とします。

(堀江会長)

それでは、以下の部分についてです。意見を取り入れられた委員については、どうでしょうか。

(小林委員)

私が言いたかったことは、盛り込まれているので、私はこのままで良いです。

(中村委員)

私の意見も削る必要はないと思います。審査会において、こうした方がいいということ、後は実施機関で判断することだと思います。

(阿部委員)

「必要に応じた」とあるのですが、文章の流れから「適宜」がいいと思います。

(堀江会長)

長尾委員の意見によると、「評価書内容及び運用のさらなる充実に寄与すると考えられる以下の事項に配慮する」とか、「事項について、何とか」ということになりますね。必要に応じて見直しをするというような、強い表現でなくなってくるということですよ。

(長尾委員)

「必要に応じた見直し」はあっていいと思います。その前の文章の、「以下に示すので」という表現が気になったものです。

(堀江会長)

いずれにしても要望事項ですよ。「見直しをされたい」では強いのですよ。どういう結び方にするかですね。

(中村委員)

会長が先ほどおっしゃったように、要望事項ですので、単純に「要望する」でもよいのではないのでしょうか。

(小林委員)

「考えられる以下の事項を考慮し、特定個人情報保護のための万全の措置を講じられたい」か「講じることを望む」という形にしてはどうでしょうか。「必要に応じた見直し」というのは無くしてもいいと思います。

(長尾委員)

「考えられる以下の事項について、特定個人情報保護のための万全の措置を講じられることを望む、講じられたい」とか。

(阿部委員)

大分県はシンプルに書いていますが、こういう細かい審議はなされたのでしょうか。

(事務局)

申し訳ございませんが、確認していません。

(堀江会長)

今までの審議で、事務局案を作って、皆さんに FAX など流して、さらに修正するかどうか考えるということで終わりますでしょうか。方向性は皆さんよろしいでしょうか。そういうことで、この件はよいですか。

それでは、今までの審議を踏まえて事務局で最終案を作成し、その見直しをするかどうか皆さんの意見を個別に聴いて、最終的なものにするということにします。

以上で、議題 2 の審議に移ります。

議題 2 の議事内容は非公表